

ID: 130

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	市営住宅の自動車保管場所の目的外使用の許可												
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例 第47条の2第2項												
例 規 番 号	平成9年条例第31号												
【根拠条文】 (保管場所の目的外使用許可等) 第47条の2 市長は、市営住宅入居者以外の者で、次の各号に掲げる条件をいずれも具備するものに、入居者の使用に支障が生じない限りにおいて保管場所を使用させることができる。ただし、市長がその使用を適当でないと認める場合は、この限りでない。 (1) 市内に住所若しくは勤務場所を有する個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する法人その他の団体であること。 (2) 自ら使用するため保管場所を必要としていること。 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。 2 前項の規定により保管場所を使用しようとする者は、自動車保管場所目的外使用承認申請書を提出し、市長の許可を得なければならない。 3 前項の許可を受けた保管場所の使用料は、別表第3に定める額とし、その月分を毎月5日までに納付しなければならない。ただし、月の途中で使用を始め、又は使用を終えた場合であっても使用料の額は、その月分の月額とする。 4 前項の保管場所の使用料については、減免し、又は徴収猶予しない。 5 前各項に定めるもののほか、保管場所の管理については、第45条の2及び第47条の規定を準用する。この場合において、第47条第1号中「第44条」とあるのは「第47条の2第1項」と、同条第3号中「3月」とあるのは「1月」と読み替えるものとする。 別表第3(第47条の2関係) 自動車保管場所目的外使用料													
<table><tr><th>保管場所</th><th>使用料月額(円)</th></tr><tr><td>宮塚町2番住宅</td><td>16,000</td></tr><tr><td>楠町住宅</td><td>16,000</td></tr><tr><td>大東町4番住宅</td><td>13,000</td></tr><tr><td>大東町5番住宅</td><td>13,000</td></tr></table>				保管場所	使用料月額(円)	宮塚町2番住宅	16,000	楠町住宅	16,000	大東町4番住宅	13,000	大東町5番住宅	13,000
保管場所	使用料月額(円)												
宮塚町2番住宅	16,000												
楠町住宅	16,000												
大東町4番住宅	13,000												
大東町5番住宅	13,000												
【基準】 根拠条文に同じ。													
標準処理期間	15日												
備考													

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	令和5年4月1日